

10. 入場整理券(縮小版)

ア 入場整理券

(小選挙区第14区表面)

衆議院議員選挙(東京都第14区) 最高裁判所裁判官国民審査 入場整理券 投票日:令和6年10月27日(日)午前7時~午後8時				あなたの投票所
投票区	簿冊	ページ	行	
事務機 ※審査はキ	受付	小選挙区	比例	最高級
投票日当日に投票できない方は裏面をご覧ください。				

(小選挙区第14区裏面)

期日前・不在者投票書面請求書 私は、令和6年10月27日(日)の衆議院議員選挙及び国民審査の投票日、住居一 学期、旅行・用事、両親・配偶、夫婦、天災・事故などの現状事由のいずれかに該当する場合 です。 以上、眞実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 令和6年 月 日				裏	
氏名	江戸川区	この用紙の左欄に必要な項目(選択肢・投票用紙送付先以外)を記入のうえ、江戸川区内 の期日前投票所へお持ちください。			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	期日前投票所の住所や郵便番号(選手のご案内)でご確認ください。 ※江戸川区役所・小松川区民館・小岩公民館での期日前投票をすることもできます。			
住所	江戸川区	区外(居住地・転出先)で事前に投票をする場合 この用紙の左欄に必要な項目をすべて記入のうえ、江戸川区選舉管理委員会宛てにご郵送 ください。			
変更前の住所	江戸川区	郵便局の住所へお持込みください。選舉用紙等郵便サービスが届きましたら、そのまま選考者の市町村の不在投票所に郵送して ください。(不在投票所につきましては、選考者の市町村選舉管理委員会にお問い合わせください) 【送付先】 〒137-8501 東京都江戸川区中央1-4-1 江戸川区選舉管理委員会			
連絡先	江戸川区で選考のない選舉事務局までお問い合わせ下さい。	※郵便先の選舉管理委員会から入選管理係が届いた場合は江戸川区では投票できません。			
投票用紙 送付先	平	投票日当日(10月27日(日))に投票する方は、 本紙左欄に記入する必要はありません。			
				事務機 ※審査はキ	受付 番号 □
					投票日当日に投票できない方は裏面をご覧ください。

(小選挙区第16区表面)

衆議院議員選挙(東京都第16区) 最高裁判所裁判官国民審査 入場整理券 投票日:令和6年10月27日(日)午前7時~午後8時				あなたの投票所
投票区	簿冊	ページ	行	
事務機 ※審査はキ	受付	小選挙区	比例	最高級
投票日当日に投票できない方は裏面をご覧ください。				

(小選挙区第16区裏面)

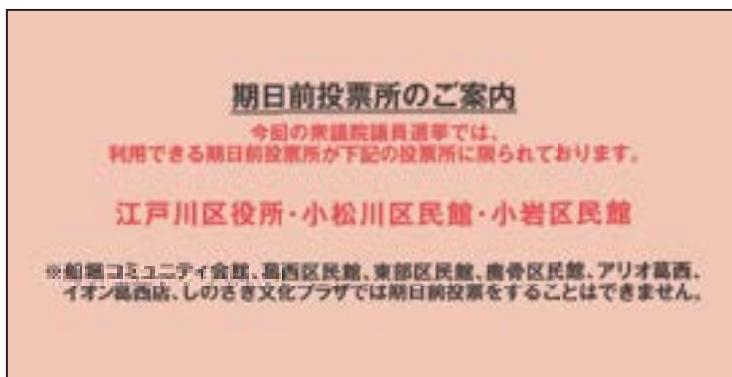
期日前・不在者投票書面請求書 私は、令和6年10月27日(日)の衆議院議員選挙及び国民審査の投票日、住居一 学期、旅行・用事、両親・配偶、夫婦、天災・事故などの現状事由のいずれかに該当する場合 です。 以上、眞実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 令和6年 月 日				裏	
氏名	江戸川区	この用紙の左欄に必要な項目(選択肢・投票用紙送付先以外)を記入のうえ、江戸川区内 の期日前投票所へお持ちください。			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	期日前投票所の住所や郵便番号(選手のご案内)でご確認ください。 ※小松川区民館と小岩公民館では期日前投票をすることもできます。			
住所	江戸川区	区外(居住地・転出先)で事前に投票をする場合 この用紙の左欄に必要な項目をすべて記入のうえ、江戸川区選舉管理委員会宛てにご郵送 ください。			
変更前の住所	江戸川区	郵便局の住所へお持込みください。選舉用紙等郵便サービスが届きましたら、そのまま選考者の市町村の不在投票所に郵送して ください。(不在投票所につきましては、選考者の市町村選舉管理委員会にお問い合わせください) 【送付先】 〒137-8501 東京都江戸川区中央1-4-1 江戸川区選舉管理委員会			
連絡先	江戸川区で選考のない選舉事務局までお問い合わせ下さい。	※郵便先の選舉管理委員会から入選管理係が届いた場合は江戸川区では投票できません。			
投票用紙 送付先	平	投票日当日(10月27日(日))に投票する方は、 本紙左欄に記入する必要はありません。			
				事務機 ※審査はキ	受付 番号 □
					投票日当日に投票できない方は裏面をご覧ください。

(宛名用紙)

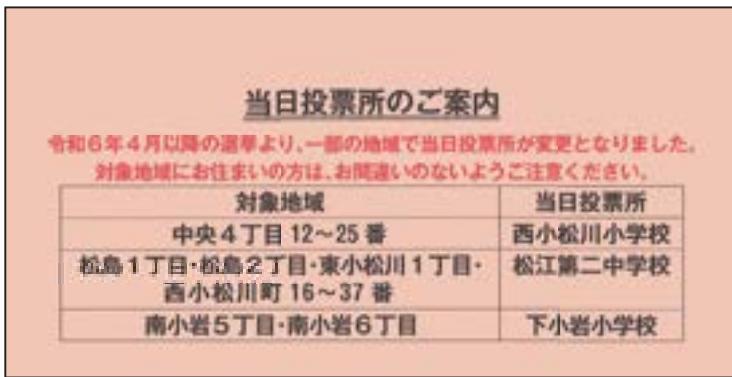
<p>【封筒に入っているもの】</p> <ul style="list-style-type: none">①宛名用紙(この用紙)②入場整理券(世帯全員分)③選挙のご案内(期日前投票所の地図等)	<p>とうひょうしょん 投票支援カード</p> <p>投票する際にお手伝いが必要な方は、このカードを書いて切り取り 入場整理券と一緒に投票所の係員に渡してください。</p> <p>あなたがしてほしいことを選んでください。</p> <p><input type="checkbox"/> 投票用紙に代わりに書いてほしい（代筆してほしい）※ <input type="checkbox"/> 声をかけてゆっくりと説明してほしい。 <input type="checkbox"/> 手をつないで案内してほしい。 <input type="checkbox"/> 横断幕を読んでほしい。 <input type="checkbox"/> コミュニケーションボードを使ってほしい。 <input type="checkbox"/> 投票用紙の枠内に書きやすくなる補助具を使いたい。 <input type="checkbox"/> そのほか手伝ってほしいことを書いてください。</p> <p>※ 病気やケガ、その他の事情によって投票用紙に文字を書く ことができない方に代わり、投票所の係員がご本人の指示ど おりに代筆します。投票所の係員以外の家族や同行者が代わ りに書くことはできません。</p>
---	--

イ 投票所の変更に関するご案内（小選挙区第14区）

(表面)

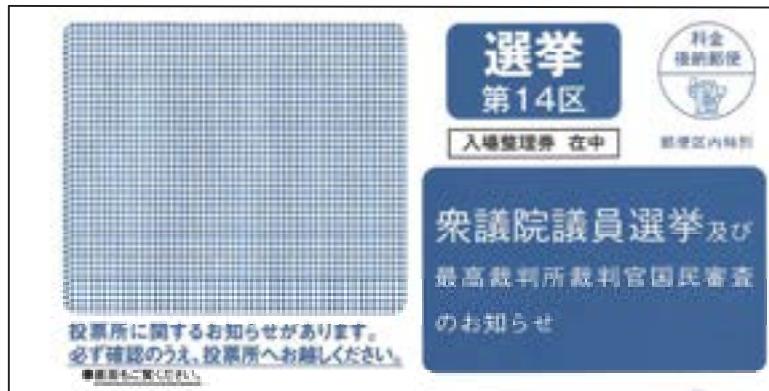


(裏面)

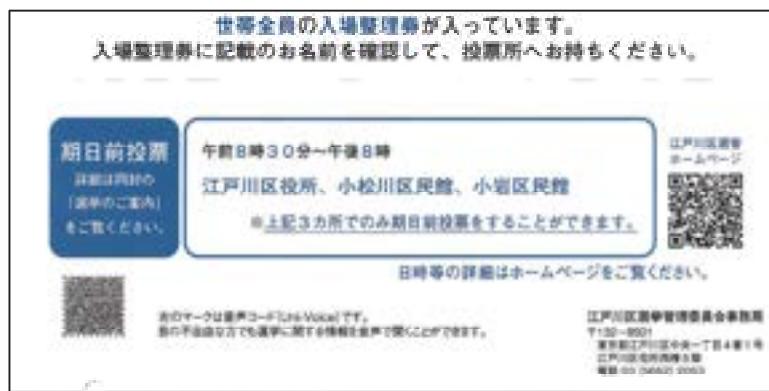


ウ 封筒

(小選挙区第14区 区内現住者用表面)



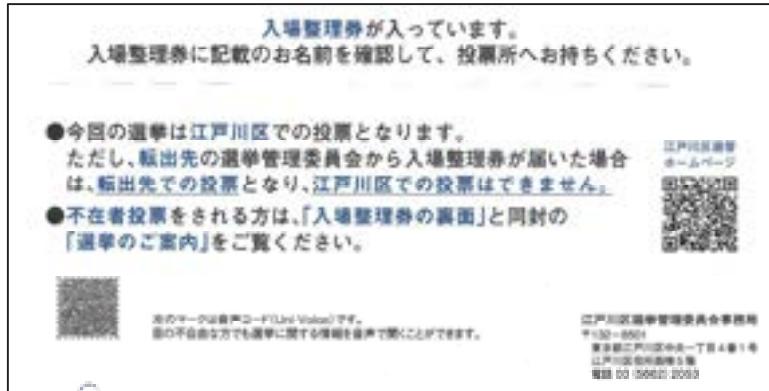
(小選挙区第14区 区内現住者用裏面)



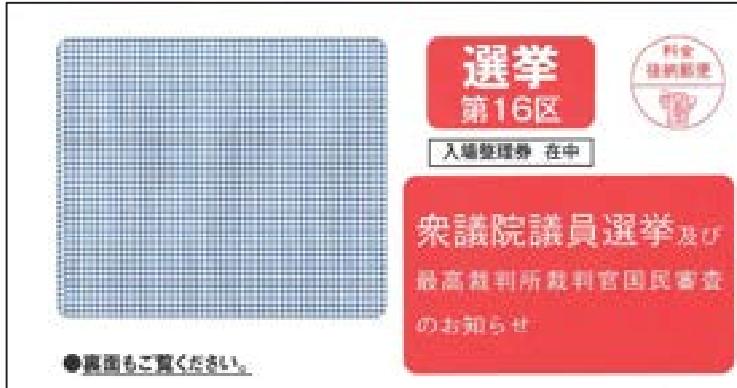
(小選挙区第14区 転出者用表面)



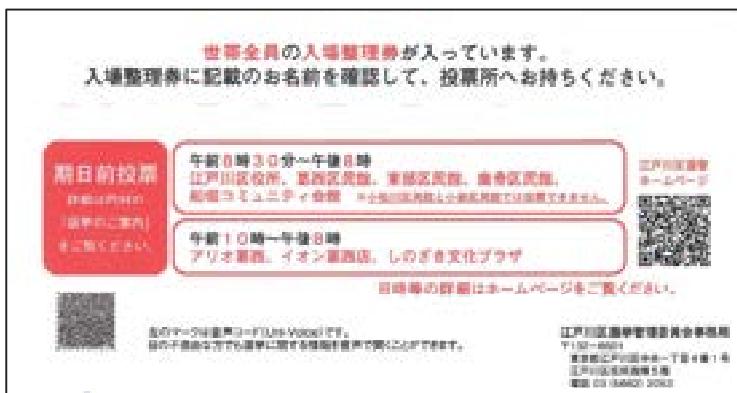
(小選挙区第14区 転出者用裏面)



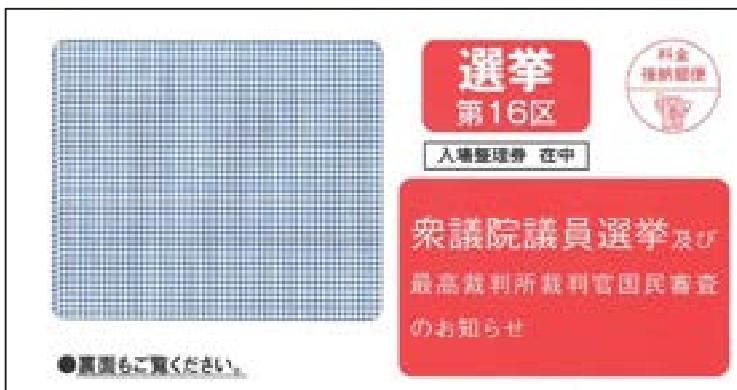
(小選挙区第16区 区内現住者用表面)



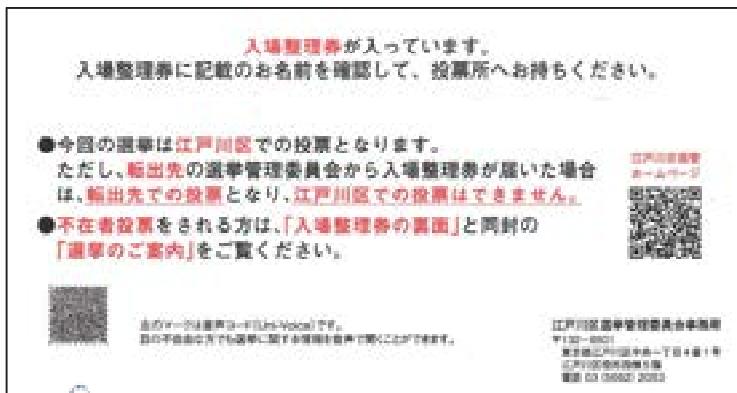
(小選挙区第16区 区内現住者用裏面)



(小選挙区第16区 転出者用表面)



(小選挙区第16区 転出者用裏面)



不在者投票【滞在先・転出先で投票する場合】

江戸川区内で投票できない方は、投票用紙を取り寄せ、
区外(滞在先・転出先)の不在者投票所で投票できます。

- 自身の氏名が記載された入場整理券の裏面(本件内)
に必要事項を記入のうえ、**江戸川区選挙管理委員会**に
郵送してください。
氏名欄は必ず自署し、一人につき一枚作成してください。
電子メールやFAX等はお取り扱いできません。

- 指定の送付先に投票用紙等書類一式をレターパック
(封筒受け取り型)で送りますので、最寄りの不在者
投票所へ書類を持参してください。

郵便等投票制度

- 下記の表に該当する理由により、ご自身で投票所に行くことができない方は、投票用紙を請求して自宅等で
投票できます。
[請求用紙] 令和6年10月23日(水)午後5時 必着 [請求先] 江戸川区選挙管理委員会

身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
免疾・肝臓の障害	1級・3級	1級・3級
介護保険被保険者証	要介護5	要介護5

体が不自由なために

投票所にてお手伝いしますので、お気軽にお申し付けください。

- 各投票所にてスロープ、手すり、車イスを用意しています。
また、イスや車イスに座ったまま記載できる台も用意しています。

点字投票

目的不自由な方のために点字器を用意しています。

代理投票

- 自身で候補者の氏名が書けない方は投票所の係員が代筆します。
- **投票支援カード**を提出して投票所に持参して下さい。
- 入場整理券に**投票支援カード**を同封して下さい。
(宛名用紙の右側に印字してあります。)
投票所で手伝つてほしいことを記入し、投票所の係員にお渡しいただくと
より円滑にご案内できます。

選舉公報

- 候補者の氏名・政見・経歴等を掲載した選舉公報は、**10月25日(金)**までに各世帯にお配りします。
- 区役所・各事務所・図書館等の区の施設にも用意します。また、下記ホームページにも公開します。
- お車で来場をご希望される方は、駐車場のある
期日前投票所の利用をご検討ください。
- 期日前投票所には段差の少ない道路やエレベー
ターもございます。

お車のご利用について

- お車で来場をご希望される方は、駐車場のある
期日前投票所の利用をご検討ください。
- 期日前投票所には段差の少ない道路やエレベー
ターもございます。

各種案内の詳細は
江戸川区選挙管理委員会
ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】
江戸川区選挙管理委員会事務局

03-5662-2053

選挙のご案内

衆議院議員選挙(東京都第14区) 最高裁判所裁判官国民審査

投票日:令和6年10月27日(日) 投票時間:午前7時～午後8時

投票について ※入場整理券をご確認ください。

- 入场整理券は一人につき一枚、セパレート券を同封しております。
- ご自身の氏名が記載された入場整理券を投票所へお持ちください。
- 投票日(10月27日)は入場整理券に記載された「あなたの投票所」でのみ投票できます。
- 投票日当日江戸川区で投票できる方を対象にお送りしています。
ただし、転出先の選舉委員会から入場整理券が届いた場合は
転出先での投票となり、江戸川区での投票はできません。

江戸川区役所

江戸川区役所、小松川区民館、小岩区民館の3カ所です。

- ご自身の氏名が記載された入場整理券の裏面に必要事項を記入のうえ、期日前投票所へお持ちください。
※投票所により期間が異なります。

10月16日(水)～10月26日(土)	午前8時30分～午後8時	江戸川区役所
10月19日(土)～10月26日(土)	午前8時30分～午後8時	小松川区民館、小岩区民館

江戸川区役所

西郷5丁目(504) 菊水町1番地(中央1-4-1)

※能郷コミュニティ会館、葛西区民館、東部区民館、鹿骨区民館、アリオ葛西店、いのん葛西店、しのざき文化プラザ

では期日前投票をすることはできません。

衆議院小選挙区 区割りが変更されました。

- 江戸川区はこれまで東京都第16区と第17区(葛飾区と合区)でしたが、公職選舉法の一部改正により、今後は旧第17区と第16区の一部の地域を合わせた東京都第14区(墨田区と合区)と16区となります。

東京都第14区となった地域

小松川事務所管内 小松川1丁目～4丁目、平井1丁目～7丁目

本庁管内 中央4丁目、松島1丁目～4丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川1町、興宮町、上一色1丁目～3丁目、本一色1丁目～3丁目

小岩事務所管内 東小岩1丁目～6丁目、西小岩1丁目～5丁目、南小岩1丁目～8丁目、北小岩1丁目～8丁目

投票の種類と順番

- 小選挙区選出(東京都第14区)
「候補者名」を記入します。
- 比例代表選出
「政党等の名前」を記入します。
- 最高裁判所裁判官国民審査
辞めさせた裁判官に「×」します。

令和6年10月27日執行

(2)

衆議院(小選挙区選出)議員選挙公報(東京都第16区)

東京都選挙管理委員会

比例も
日本維新の会

江戸川の金八先生
再び国政へ！

- 早稲田大学 第一法学部 卒業
- 大蔵省官僚より、学習塾「河津塾」を設立。運営実績有り。
- 税法改正の実績
- 甲子年改憲の実績
- 甲子年改憲による新規税額をつくる
大臣税制担当大臣
- 日本・世界貿易開拓の実績
- 金融の強化「金融を安心」「有元税法」
- 税制、「消費税」「カット」
- 「税制レジーナル化」
- 好きな食べ物、「おもろい」
- 「カボチャ」「ハロウイーン」

日本の領土 国民の生命と財産を守る



- 一、憲法改正
- 二、スパイ防止法
- 三、外国人土地取扱禁止法
- 四、放送法改定
- 五、子供連れ去り禁止法
- 六、大難場所・移転分せ口
- 七、投票権者・特定失踪者保護法

消費税
15%に絶対
NO!
大減税
を実現



中津川
ひろさと
日本維新の会
中津川 記念



日本をなめるな！

参政党公約2024 3つの決意と7つの行動

参政党

比例も 参政党へ

決意 1 呼ばれる日本の
領土と富を護り抜く。

- 決意 1 領土と富を護り抜く。
決意 2 運営による財源確保で
充実した公約を行つ。
- 決意 2 運営による日本の豊富な
資源を駆使して人材に
貢献をめざす。

決意 2 呼ばれる日本の
領土と富を護り抜く。

- 決意 3 人口密度が低い
選挙地盤への集中化。
- 決意 4 ワタシは選舉問題を
見て見て見る。
選挙結果申請の負担軽減と
審査の迅速化。

決意 3 呼ばれる日本の資源と
富を護り抜く。

- 決意 5 日本の領土と富を守る
選挙アイデンティティを確立。
- 決意 6 選挙が安全かつ透明に行
われるための改善策。
内閣の監視と監査。
- 決意 7 選挙の運営権立直に反対し。
選挙法が選挙権剥奪の制限を緩和。

参政党
有田
まさとし
43.



有田
まさとし
参政党公認

(この選挙公報は、公報監修法(昭和24年法律第300号)第10条第3項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま複数の上書きしたものであります。)

投票日10月27日(日)午前7時から午後8時まで

・期日前投票期間 10月16日(水)～10月26日(土) 午前8時30分から午後8時まで

・期日前投票所 各住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など

(期日前投票ができる日時は選管事務所によって異なります。詳しくは該当町村選管委員会にお問い合わせ等でご確認ください。)

東京都第16区に属する区域

○江戸川区の次の地域

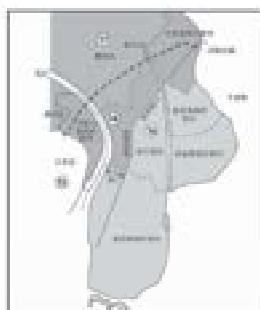
本庁管内

中央1丁目～3丁目、板橋1丁目～7丁目、大谷1丁目～5丁目、西一之江1丁目～4丁目、春江町4丁目、
一之江1丁目～8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、板木1丁目、板木2丁目

江戸川区葛西事務所管内

江戸川区東葛西事務所管内

江戸川区南舟橋事務所管内



投票方法

「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

◇小選挙区選出議員選挙 → 「候補者氏名」を記載

◇比例代表選出議員選挙 → 「政党等の名称」を記載

(1) 令和6年10月27日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙選挙公報

東京都選挙管理委員会



日本を守る。 成長を力に。

「納得と共感」の政治で、日本の未来を守り抜きます。

比例代表は、自民党(自由民主党)とお書きください。

- ルールを守り、国民からの信頼回復に全力を尽くします。
- 経済成長を力に変え、国民の暮らしを守ります。
- あらゆる不安から国民を守り抜きます。
- 希望あふれる未来に向け、あらゆる手立てを講じます。
- 地方の振興で日本全体を元気にします。
- 国民とともに憲法改正を実現し、新たな時代を切り拓きます。

東京都ブロック比例代表名簿登載者

蛭元 将吾 前衆議院議員
岩崎 比菜 会社役員
内村 大地 会社員
江成 道子 団体代表
小嶋 友香里 会社員
廣田 千晶 会社役員
松野 未佳 会社員

※50名順

小選挙区は、自民党の候補者名をお書きください。

千代田区・新宿区 1区	中央区・台東区 2区	品川区・島よし 3区	大田区(東) 4区	世田谷区(東) 5区	世田谷区(西) 6区	港区・渋谷区 7区	杉並区(西) 8区	文京区・豊島区 10区	北区・板橋区(北) 12区
比例名簿に登載 されていないため 顔写真は掲載 できません。									
山田 みき 足立区(東) 13区	墨田区・江戸川区(北) 14区	江東区 15区	江戸川区(南) 16区	武藏野市・小金井市・西東京市18区	小平市・国分寺市・国立市19区	東村山市・東大和市・清瀬市・東久留米市・北設乐町山北 20区	三鷹市・調布市・鶴見区22区	町田市 23区	狛江市・南島赤・福生市・羽村市・あきる野市・西多摩郡 25区
今岡 うえき 目黒区・大田区(西)26区	中野区・杉並区(東)27区	練馬区(東) 28区	府中市・多摩市・稲城市30区						

比例代表は自民党

www.jimin.jp

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

令和6年10月27日執行

(2)

衆議院(比例代表選出)議員選挙選挙公報

東京都選挙管理委員会

裏金 物価高 大軍拡
「自民党政治」変わる

大企業・大金持ち優遇はもう終わり
国民の暮らし最優先にチェンジ

中小企業を直接支援して
最低賃金1500円以上に
●六企業の内閣副官の地位分に異動し、
10兆円の税収で中小企業の上げ支援

物価高騰にあわせて
年金支給をアップ
●介護保険の国庫支出を増やす
●高齢者の医療費負担地ストップ

「自由な時間」拡大へ
賃上げと一体で時短を
1日7時間、週35時間に

人間はただ働いていて、食べて、寝るだけの
存在ではありません。余暇や趣味、家族
との時間、社会活動に取り組む「自由な
時間」が必要ではないでしょうか。

学費ゼロをめざし、
今すぐ半額
●国公私共の学費削減ストップ
●入学金禁止、給付中の奨学生を

消費税ゼロをめざし、
まず5%に
●インボイス廃止

食料自給率
まず50%に
●個別保障で農業を支える

気候危機打開2030戦略を提案
石炭火力も原発もゼロ
●省エネ、再生エネルギーで2030年までCO₂を6割削減
●原発再稼働を許さず、石炭火力は2030年までに廃止

ジェンダー平等の
ムーブメントに連帯
●選択的夫婦別姓をたどりに実現 ●男女金格差を是正

現実へ
全力
●オスプレイ飛行停止・撤去
●横田基地の立ち入り調査などPFAS対策強化

詳しい政策はこちらから
日本共産党 オフィシャルサイト JCP

比例代表は 日本共産党 とお書きください。 日本共産党 候補者名を書くと無効になります。 共産党

希望の未来は、実現できる。

✓ 政治改革 クリーンで透明な政治の実現



公明党は他党と違い、政策活動費を議員に支給していません。今後は政治改革の先頭に立ち、政策活動費の廃止を実現し、政治資金を毎年チェックする第三者機関を来年中に設置します。旧文部省の使途の明確化と公開、未使用分の国庫返納、当選無効となった議員の歳費返納の義務付けも実現します。

✓ 経済再生 日本経済をもっと前へ



公明党が物価高対策を繰り返し訴え、現在、8月から10月使用分の電気、都市ガス代が値引きされ、ガソリンなどの燃料油の価格を抑える補助も年末まで維持します。重点支援地方交付金などの待遇で、家計支援にさらに万全を期します。中小企業への支援などを通じ、賃上げが当たり前の社会を実現します。

✓ 教育 世界一、子育てがしやすい日本へ



公明党が立憲政権に参加してから、児童手当の総額(第1子)は18万円から最大45万円に拡張。出産育児一時金も50万円まで増額されました。引き続き、子育て支援の充実を図ります。今後、高校授業料を所得制限なしで実質無償化し、大学などの授業料等の減免、給付型奨学生の対象者拡大も推進します。

✓ 安全・安心 安全の防災大国、安心の人生100年時代



公明党は2026年度からの5年で20兆円規模の令和版「防災・減災ニードィール」を推進。道路、橋りょう、上下水道などのインフラや公共施設の耐震化など、事前防災を実施します。高齢者支援をさらに充実させるため、帯状疱疹ワクチンの接種推進、難聴に悩む高齢者への支援、基礎年金の給付水準の底上げなどを推進します。

衆院選は2票を投じます。2枚目(ピンク色)の投票用紙

比例区は
こうめい
公明党
とお書きください。

略称は「公明」

▶公明党
重点政策
▶若者向け政策
TOKYO KOMEI
ユース・ビジョン

世界に絶望してる? だったら変えよう。れいわと一緒に。

1 消費税は廃止! 社会保険料を下げる

消費税は、庶民の負担が増え格差が広がる悪税です。社会保険料も同じです。悪税をなくす国のお金で、経済を底上げすることが務使命。

2 本物の安全保障

～戦争ビジネスには加担しない～

8月に全国でコメ不足が起きました。お米の値段が上がったのに、農業は廃業、倒産。国民も農家も困るの全国におかしい。長年にわたる農家の失業を改め、生産者や製造業を守る。国民の安心雇用と衣食生活を確保する。武道館前に「抗議する」といった戦争ビジネスには加担しない。原告も即席止。緊急事態条項などの憲法改正にも反対。

3 親ガチャ? 国がやる!

～子育ては自己責任～

どんな家庭に生まれても、子ども、若者の未来は国が支える。子ども(当=1)万円・月・子どもの医療費・教育費補助金・奨学生チャラ、最も国が支える。安定して雇用、まともな給料のもとで、きちんと子育てできる状況を作る。

4 裏金 ネコババ 許さない

自民が財界と連携して裏金をネコババへ、能登を見捨てる。

そんな恥辱、容れない。誰がいいとも、れいわの議員を増やし、状況を変えよう。

詳しい政策は、れいわ新選組のホームページでご覧ください



れいわ新選組 代表
山本太郎

比例は れいわ と書いてください。

○比例 東京ブロック名簿登載者

東京14区
新しい選択。裏金を許さない。
くしづち万里

東京25区
小さ声をすくいあげる!
よだかれん

元田澤1400万円代、平井1400万円代

投票日 10月27日(日) 午前7時から午後8時まで

- 期日前投票期間 10月16日(水)～10月26日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- 期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

投票方法 「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- ◇小選挙区選出議員選挙 ⇨ 「候補者氏名」を記載
- ◇比例代表選出議員選挙 ⇨ 「政党等の名称」を記載

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

(3) 令和6年10月27日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙選挙公報

東京都選挙管理委員会

がんこに平和 くらしが一番

東京都選挙区に私がいます。

東京ブロック比例代表名簿登録者



弱い立場の視点から
支えあいの社会へ

さくら い なつ き
桜井 夏来
【肩書き・経歴】
東京都連合政策委員長 元武蔵野市議会議員
【政策】
介護・看護・保育職の全産業並遇改善を

- 金権政治一掃! 本気の政治改革を。政治資金規正法抜本改正
- 税金はくらしに! 軍事費増税NO! 消費税3年間ゼロ! 内部留保に課税
- 人口半減時代 — 地域に魅力と力を。若者応援、食料自給率50%へ
- 地震大国に原発はいらない! 原発ゼロ・自然エネルギー 100%の社会へ
- ジーパー平等・多様性社会の実現! 核なき世界を実現します。
- 沖縄・日本を再び戦場にさせない! 憲法を活かす政治

税金はくらしに 軍拡NO!!

比例区は

社民党

社民党HP



社民党党首 福島みずほ

議員の腐敗と世襲

高い税金・電気代
30年あがらぬ給料

問題山積! 日本を豊かに
強くするには
まず消費税減税
から始めよう!!

北朝鮮拉致問題

中国の脅威

皇統の危機

日本保守党 代表 百田尚樹



詳しくは日本保守党 公式サイトへ



日本を豊かに、強く。
日本保守党

2枚目の
投票用紙

比例は 保守党

とお書きください
1個人名を書くと無効です

減税 ● 社会保険料の軽減 ● 家計・子育て支援で、
みんなの手取りを増やす。↑

減税



- 消費税を5%に減税
- 所得税減税
- 基礎控除等を103万円→178万円に益大*
- 1950年代からの新老貧困層の生活を下げる傾向へ差へ
- 年少扶養控除を復活

社会保険料の軽減



- 負担能力に応じた窓口負担
- 公費投入増による後期高齢者医療制度に関する現役世代の負担軽減

家計支援



- ガソリン代値下げ
- 電気代値下げ

子ども・子育て支援
若者支援



- 高校までの教育無償化
- 給食費と修学旅行費を無償化
- 所得制限撤廃
- 奨学金債務の負担軽減(教員等は全額免除)

その他にも…



- 年収の壁対策
- 年金の最低保障機能強化
- 就職氷河期対策



東京2区



東京3区



東京4区



東京12区



東京13区



東京14区



東京17区



東京20区



東京24区



東京28区



東京29区



手取りを
増やす。



代表
玉木 駿一郎

国 民 民 主 党

二枚目(比例区)は、国民民主党とお書きください。

略称(民主党)

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

令和6年10月27日執行

(4)

衆議院(比例代表選出)議員選挙選舉公報

東京都選挙管理委員会

日本をなめるな! 参政党

SANSEITO

参政党
公約2024

決意 1 奪われる日本の
国土と富を護り抜く。

3つの
決意と
7つの
行動

行動 1 積極財政と
減税による経済成長で
失われた30年に終止符を打つ。

行動 2 外国資本による日本の買収と
過度な移民受け入れに
歯止めをかける。

決意 2 失われる日本の
食と健康を護り抜く。

行動 3 輸入依存から脱却し
食料危機への備えを強化。
ワクチン・薬害問題を
党をあげて追究し、
被害救済申請の負担軽減と
審査の迅速化。

行動 4 党をあげて追究し、
被害救済申請の負担軽減と
審査の迅速化。

決意 3 壊される日本の教育と
国家アイデンティティを護り抜く。

行動 5 日本の国情と国益を守る
国家アイデンティティの確立。

行動 6 若者が未来の社会を創かず国へ、
16歳からの投票権。

行動 7 自民党の憲法改正案に反対し、
国民自らが憲法を創る「創憲」を推進。

比例は 参政党(さんせいとう)とお書きください (略称 参政)

さんせいとう
参政



立憲民主党
ウェブサイト▶



政権交代こそ、 最大の政治改革。

1 政治改革 政治の信頼回復

- 政治資金の徹底的に透明化し、資金・税額を許しません。
- 金権政治の濁流となる企業・団体献金を禁止
- 国会議員の政治資金の世襲を制限
- 資金の使い方を徹底的に透明化、効率化

2 物価経済対策 家計・雇用・支援

- 1人の投資に対する最低賃金1500円以上で賃金を上げ
- 中小企業が負担しやすい環境を整備
- 自然エネルギー、デジタル産業に重点投資

3 外交・安保 安定した外交・安全保障戦略

- 日米同盟を基盤として、アジア太平洋地域との連携強化
- 気候変動対策や人権を重視した外交政策の展開

4 社会保障 誰かな年金・医療・介護・福祉

- 誰の健康保険証を残す
- 保育・介護・福祉で働く人の賃金を上げる

5 子育て・教育 未来を育む子育て・教育

- 給食費、高校・専門学校・大学を無償化
- 奨学金の返済を支援

6 地域再生 地方と農林水産業の再興

- 新たな直接支払制度で農地自給率を向上

- 地方団体の加速と、災害に強いまちづくり

7 共生社会 多様性を認め合える当面の社会

- 選択的夫婦別姓制度を実現

- シニア平等を実現するための政策



立憲民主党 代表 野田佳彦



東京 1 区 東京 3 区



東京 5 区



東京 6 区



東京 7 区



東京 8 区



東京 9 区



東京 10 区



東京 11 区



東京 15 区



東京 16 区



東京 18 区



東京 19 区



東京 21 区



東京 23 区



東京 24 区



東京 27 区



東京 28 区



東京 29 区



東京 30 区

東京選挙区名簿登載者

比例代表は立憲民主党

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

(略称: 民主党)

立憲民主党
The Constitutional
Democratic Party of Japan

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものであります。)

(5) 令和6年10月27日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙選挙公報

東京都選挙管理委員会



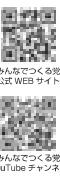
みんなでつくる党
— おとどけ、多彩な未来へ。



現役世代を中心とした、若者が参加したくなる政治づくりを目指しています。

「彩り豊かな未来」をみんなで一緒につくりましょう。

比例は
「みんつく」
とお書きください!



基本方針

- ① 政治の透明化により、国民の信頼を回復
- ② 税制の見直しで、国民生活の支援と経済の活性化
- ③ 誰もが人としての権利を尊重される社会の実現
- ④ 社会保障制度の見直しで、次世代にツケを残さない
- ⑤ 若者が参加したくなる政治づくり

1 政治改革

- ◆裏金問題に終止符！
- ◆年齢格差の是正！
- ◆既得権益の打破！

2 少子化対策

- ◆個人が尊重される価値観
- ◆子育て経済的負担ゼロ
- ◆親を頼れない子どもへの支援

3 経済政策

- ◆使えるお金を増やす
- ◆税制の見直し
- ◆働く人を応援します

古い政治を打ち破れ。

将来世代への徹底投資で、新しい時代の政治を創る

衆議院選挙2024
特設サイトは
こちら



代表
馬場伸幸

- 教育改革無償化と
所得制限のない
規制改革
- 減税・成長戦略
- 可処分所得を倍増させる
- 現代社会の社会保障の抜本改革
- 世間不公平を打破する
- 政治腐敗を浄化する
- 維新が推し進める

東京都ブロック比例代表名簿登録者



東京都第1区
おときた駿



東京都第2区
今村充



東京都第3区
吉平としだか



東京都第4区
石川まさとし



東京都第5区
いなば太郎



東京都第6区
河村建一



東京都第7区
小野たいすけ



東京都第8区
南北ちとせ



東京都第9区
大河内しげた



東京都第10区
永野ひろ子



東京都第11区
大豆生田みのる



東京都第12区
阿部司



東京都第13区
重田じゅんpei



東京都第14区
斎藤かよ



東京都第16区
中津川ひろさと



東京都第17区
いのくち幸子



東京都第19区
吉田圭一郎



東京都第21区
山下ようこ



東京都第24区
さとう由美



東京都第25区
宮崎たろう



東京都第28区
藤川たかし



い　しん
比例代表は「維新」または「日本維新の会」とお書きください。
小選挙区は候補者名をお書きください。



(この選挙公報は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものであります。)

投票日 10月27日(日)

午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月16日(水)～10月26日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

投票方法 「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。
◇小選挙区選出議員選挙 ⇔ 「候補者氏名」を記載
◇比例代表選出議員選挙 ⇔ 「政党等の名称」を記載

(1) 令和6年10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査審査公報

東京都選挙管理委員会

告 示 番 号：1



最高裁判所判事
おじま

尾島 明

A black and white portrait photograph of Linda L. Johnson, a woman with long dark hair and glasses, wearing a suit jacket.

最高裁判所判事
みや がわ みつこ

最高裁判所長官
今崎 幸彦

告 示 番 号：3

たてば、争いのない子は、その生物学的な性の自己の精子をも使わざるを得ないことがである。全員致・性別差付加・熟考長。

八 令和元年七月二日
八 令和元年七月二日
八 令和元年七月二日

1 旧厚生保険法中の「優生保健法」第二条及び
2 その立法院では「国家節儉法」第一項の適用上違法である全く
3 し、その立法院では「國家節儉法」第一項の適用上違法である全く
4 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の事実は、著
5 しく誤り、公平の理念に反し、到底容認することができない場
合には、信義原則に反し又は施利の濫用として許されない、全員致
6 一致。

裁判官としての心情

事務官としての心情 紛争があり、正しい解決について社会的
にも云々センスがなく、偏屈傲慢が生ずることもある中で「良
い裁判所」として司法に期待されるものは、「一中立」で「適時」
に裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思
っています。

二
令和元年七月一日 第一 条 法規統一法
宗教法人の後二者との間の問題
者がそれまでにしたる贈金につき、宗教法人が人を
えを裁判所に提出しないでは、いわゆる「原告の勝訴判決」
このようない起訴時合意が公信による取扱いによ
れれば、原則として原審の無罪等にて、更に審決法
らの行為に係る原審の無罪等にて、更に審決法
に本件を原審へ差し戻した（全員一致）。

投票日 10月27日(日)

午前7時から午後8時まで

令和6年10月27日執行

(2)

最高裁判所裁判官国民審査審査公報

東京都選挙管理委員会

告示番号：4



最高裁判所判事
ひら まさ ひろ

昭和三六年四月三日生

略歴

長崎県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都北海道札幌市で過ごす。東京都立野区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立明徳中学校、北海道札幌南高等学校卒業。法政大学附属高等学校を経て、東京大学法学部卒業。司馬禪博士。

昭和六〇年四月

最高裁判所任官（以後、東京地裁、外務省日本大使館、北米使節団二等書記官、後に同僚官）。

昭和五六年四月

外務省入省。

昭和五八年六月

在ラスアンス日本大使館二等書記官、後に同僚官。

昭和五九年九月

総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長。

昭和六一年八月

中華人民共和国大使館第一課長。

昭和六二年四月

司法修習。

昭和六三年四月

外務省総合外交政策局人事課長。

昭和六四年四月

最高裁判所人事課長。

昭和六五年七月

大蔵省官房参事官。

昭和六六年一月

前最高裁判所長。

昭和六七年一月

東京地裁判事（部巡回）。

昭和六八年一月

東京地裁所長。

昭和六九年八月

最高裁判所判事。

昭和七〇年三月

最高裁判所長。

昭和七一年一月

前最高裁判所長。

昭和七二年一月

国際協力局政策課長。

昭和七三年九月

大臣官房秘書課長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

最高裁判所長。

昭和七一年九月

最高裁判所長。

昭和七二年九月

最高裁判所長。

昭和七三年九月

最高裁判所長。

昭和七四年九月

最高裁判所長。

昭和七五年九月

最高裁判所長。

昭和七六年九月

最高裁判所長。

昭和七七年九月

最高裁判所長。

昭和七八年九月

最高裁判所長。

昭和七九年九月

最高裁判所長。

昭和七〇年九月

</div